

# 日本歌唱芸術協会 会則

## 第 1 条 名称

日本歌唱芸術協会。本部を沖縄とする。広報の場合は、適時において『日本歌唱芸術協会』もしくは『日本歌唱芸術協会（本部：沖縄）』と記す。※ 以降、本協会と記す。

## 第 2 条 理念および目的

### 理念

歌唱芸術において、専門家と愛好家が共に集い、平和を運んでくる音楽の力を信じて、共に研修することにより、人類、社会の平和と発展に貢献すること。

### 目的

声楽家, 歌唱愛好家, 琉球芸能・邦楽の歌い手, ミュージカル・アーティスト, 歌唱芸術演奏共演者（ピアニスト, 器楽奏者）, 作曲家, 歌唱芸術関連者（舞台スタッフ, 企画制作者）, 音声生理学者, 医師, 声楽発声トレーニングに関心のある人, 歌唱芸術演奏に研究可能性を見る多様な分野の研究者と共に、歌唱芸術の演奏研究・演奏実践の展開、同時に歌唱芸術演奏家などの研究論文作成、学生・若手演奏家を支援し、歌唱芸術を通して人と人、地域と地域、研究と研究を繋げる活動を展開することを、目的とする。

## 第 3 条 事業

本協会の事業は、毎年 1 月から 12 月に実行することとし、前条の理念および目的を達成するために次の事業をおこなう。

1. 例会（発声基礎学習：発声のメカニズム、歌唱トレーニング・ワークショップ、公開レッスン、ミニ・コンサート等）、研修会（国内外の講師招聘による講習会、マスタークラス等）、演奏会の開催。会報及び研究誌発刊。
2. その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業。

※ 細則 2. 細則 3. を参照のほど。

## 第 4 条 会員

本協会は正会員、学生会員、臨時会員、賛助会員をもって組織し、その資格国籍の如何を問わず本協会の理念および目的に賛同するものとする。

1. 正会員は、所定の手続きを経て、本協会に登録されたものとする。
2. 学生会員は、学部生、および大学院修士・博士課程学生で所定の手続きを経て、本協会に登録されたものとする。
3. 臨時会員は、臨時に、例会、研修会、演奏会などに出席し意見を述べるができる。
4. 賛助会員は、本協会の理念および目的に賛同する個人、法人などとし、所定の手続きを経て、本協会に登録されたものとする。

※ 細則 4. を参照のほど。

## 第 5 条 正会員および学生会員の権限

会員は、例会、研修会、演奏会、会報、研究誌、等、本協会主催の催しに参加資格を有す。

## 第 6 条 正会員および学生会員の入会手続き

正会員および学生会員として入会を希望するものは、入会金と年会費を添えて申し込むものとする。ただし入会の可否は本協会理事会がこれを審査し決定する。また再入会を希望するものもこれに準ずる。

## 第 7 条 会費

会員は、毎年度 1 月～ 12 月における年会費を納入することとする。前納とする。年会費および入会金については細則で定める。

※ 細則 5. を参照のほど

## 第 8 条 退会および除名

1. 退会を希望する者は本協会事務局に届け出るものとする。在籍年までの会費を納めることとする。
2. 会員が死亡したとき、または引続き 2 年以上会費を滞納したときは会員の資格を失う。
3. 本協会の理念および目的に反して本協会の運営を妨げたもの、本協会の名誉を損なう行為、品位を傷つける行為などのあったものは、理事会の決議によって除名されることがある。

## 第 9 条 運営体制

1. 本協会は 7 名の理事をおき、理事会審議と決議により、運営を執行する。
2. 本協会は 7 名の理事の中から合議により代表 1 名を選出し、代表は本協会の会務を掌握する。
3. 本協会は代表の推薦により代表補佐をおくことができ理事会の承認により決定される。代表補佐は代表の指示により代表代理を務めることができる。
4. 本協会は副代表および事務局長をおく。代表は理事の中から副代表および事務局長を推薦し、理事会の承認により決定される。
5. 副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時、その職務を代行する。
6. 本協会は 4 名の幹事をおく。幹事は会員の中から理事の推薦により理事会の承認により決定され、理事会の指示によって会務の執行を行う。その際、代表は幹事長を 1 名指名し理事会で決定する。代表は事務局次長を推薦することができ、理事会の承認により決定される。
7. 本協会は会計監査員を 2 名おく。
8. 本協会は顧問、相談役、名誉理事をおく。これらの人事は、理事の推薦により理事会の承認により決定される。
9. 代表理事は理事会の議を経て所定の問題に関する諮問委員会を設置することができる。

※ 細則 6. を参照のほど

## 第 10 条 理事会

1. 理事会は代表の招集により、これを開く。

2. 理事会においては代表が議長となり、本会の一切の事項についての企画、審議、運営を行う。
3. 理事会は理事現在数の 3 分の 2 以上出席(委任を含む)しなければ、会議を開き決議することはできない。

#### 第 11 条 理事、幹事の任期

1. 理事、幹事の任期は 1 期 3 年とし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された理事および幹事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 理事、幹事は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
4. 理事は 3 年毎の任期満了時の理事会において、職務続行妥当の可否についての評価を受ける。可の評価および本人の承諾を条件に、職務続行となる。代表もこれに倣う。幹事についても同じく執行される。総会で報告する

#### 第 12 条 総会

1. 総会は、年1回、代表理事が理事会の議を経て、これを招集し、事業報告、会計報告、および本協会の活動に関する報告を行い、本協会会員の承認を得る。
2. 総会は、代表もしくは代表の指名による理事を議長とする。ただし、総会に参加することのできるのは、正会員および学生会員のみとする。
3. 出席者の半数以上をもって、承認とする。
4. 総会は、上記 1. の報告内容が本協会理念に基づく内容であるかの是非、本協会の運営強化に資する意見交換を行い、会員同士の相互理解を深める場であると位置づける。
5. 総会内容記録は、会報 3 月号において全会員に通知し、情報共有に努めることとする。
6. 総会は、代表が必要と認めたときは理事会の議決を経て、臨時総会を招集することができる。
7. 総会は、災害等で対面での執行不能の場合など、文書による形態を認めることとする。

#### 第 13 条 本会の経費

本協会の経費は、入会金、会費、寄付金、事業にともなう収入、その他の収入をもって、当てる。

#### 第 14 条 会計年度、予算および決算

1. 本協会の会計年度は、1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。
2. 予算および決算は理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

#### 第 15 条 会則の改正

本会則を改正するには、理事会の議決を経て、総会で出席者過半数の承認を得なければならない。

#### 第 16 条 『繋がり』

本協会においては、沖縄以外の地域の歌唱芸術研究を目的とする集まりとの相互交流による研究向上を目指す枠組みとしての『繋がり』を実施することとする。

※ 細則 7. を参照のほど。

## 第17条 顕彰

本協会会員における研鑽の深化を目的とし、本協会の理念に則った会員の顕著な歌唱芸術活動および研究を顕彰することとする。

※ 細則8. を参照のほど

# 細 則

## 細則1. 事務局 2022年1月現在

本協会の本部/事務局を〒901-0514 沖縄県島尻郡八重瀬町字安里60 武田光史 気付におく。

Eメールアドレス : jsaa.okinawa@gmail.com 電話 : 090-7586-5976 (武田光史)

## 細則2. 例会、研修会、演奏会、会報、研究誌『歌唱芸術研究』の内容

イ. 例会は年に1回の開催とする。目的は歌唱発声基礎知識の獲得、内容は発声のメカニズム(音声生理学)、歌唱トレーニング・ワークショップ、公開レッスン、ミニ・コンサート等。

ロ. 研修会は年に1回の開催とする。目的は、世界水準の歌唱芸術体験、内容は国内外からトップの講師を招聘し、公開レッスン・公開講座・演奏会などを開催する。

ハ. 演奏会は、愛好家会員のための『歌の集いin沖縄』(パレット市民劇場)を年に1回開催し、プロフェッショナルなホールでの自己研鑽の場とする。その際、専門家会員をゲスト歌手に招聘し、出演者はアドバイスを受けることができる。また、専門家会員のための『定期演奏会』を開催し、オーケストラはじめ器楽との歌唱芸術研鑽の場とする。ライブ録音のオンライン配信およびCD制作を検討することとする。

ニ. オンライン参加と対面によるハイブリッド開催もおこなうこととする。

## 細則3. 『会報』および研究誌『日本歌唱芸術研究』の発行

イ. 『会報』は、年に2回の発行。3月号、9月号、とする。

・目的は、専門家会員の研修体験および愛好家会員の歌に関わる思い出などを共有することで、各会員が自らの成長の糧とすることを目指すものであり、専門家会員寄稿文の他に、愛好家会員の寄稿文掲載のための《歌・言葉の集い》枠を設け、言葉での交流を深める。

・内容は、理事会からの会員への通信、及び、会員の歌唱体験をテーマとした寄稿文の掲載とする。

・寄稿文は次の2枠で構成される。

一つは、愛好家会員の歌唱時の思い出および工夫などの体験を主な内容とするもので400字程度の枠『歌・言葉の集い』であり、もう一つは専門家会員の音楽家研修・演奏体験を主な内容とするもので5000字以内の枠とする。

・可能な場合は、関連の写真を1枚添付する。

・電子データにて提出するものとする。

・提出期日は、毎年度、3月号は1月31日、9月号は7月31日とする。

・本協会編集部門および理事会において、本協会の品位を傷つけるものと判断した場合は掲載を見送ることがある。

- ・提出後、本編集部門と著者双方による校正をおこなう場合がある。
  - ・提出先：本協会ホームページの会員専用窓口
  - ・問合せ先：jsaa.okinawa@gmail.com 日本歌唱芸術協会-沖縄 事務局長 武田光史
- 口. 研究誌『歌唱芸術研究』は、年に1回、5月の発刊とする。

手順は、下記、募集要領を確認の上、応募用紙を提出して論文投稿を申込み、本協会編集部門からの執筆依頼を受けて論文投稿をおこなうこととする。

#### [募集要領]

次の①～⑤をA4用紙1枚以内に記入した応募用紙（任意）を事務局まで、メール添付送信し、論文投稿を申し込む。

- ① 氏名
- ② 所属・身分
- ③ 住所・電話番号・携帯電話番号・Eメールアドレス
- ③ 論文名（仮題でも可）
- ④ 内容概略（800字まで）
- ⑤ 本文使用言語（日本語、英語、独語、仏語、伊語より選択）

- ・毎年度、11月30日正午までに応募用紙を事務局に添付送信する。応募受け付け後に、受信確認メールを事務局より返送する。毎年度12月2日までに未着の際は事務局まで問い合わせのほど。
- ・執筆者の選考には当編集部門があたり、毎年度12月第四金曜日までに原稿執筆のお願いをメールにて事務局より連絡する。その際、論文書式を送信する。
- ・原稿執筆依頼を受けて、下記の論文投稿要領を確認の上、投稿する。
- ・提出先：本協会ホームページの会員専用窓口
- ・問合せ先：jsaa.okinawa@gmail.com 日本歌唱芸術協会-沖縄 事務局長 武田光史

#### [論文投稿要項]

- ・電子データにて提出するものとする。
- ・提出期日は、毎年度3月10日。
- ・本協会編集部門および理事会において、本協会の品位を傷つけるものと判断した場合は掲載を見送ることがある。
- ・査読は、本協会編集部門がおこない、研究誌への掲載の可否および投稿発表の種類は本編集部門および理事会で審議し決定する。査読者に、投稿原稿テーマの専門家、外部有識者を加える場合がある。
- ・論文執筆の種類
  1. 研究論文 2. 資料論文/翻訳/研究報告 3. 実践報告 4. 研究動向 5. 書評 6. 反論
- ・本研究誌の書式にて投稿し、文字フォント数：10.5 ・字体：MS明朝体、とする
- ・各ページに通し番号を付ける
  1. 研究論文(original paper)
    - ・歌唱芸術に関する学術的研究で、研究論文の体裁にふさわしい内容とする
    - ・図、楽譜、表等は明瞭なものとする

- ・日本語の要旨は400字程度、英語の要旨200語程度
  - ・本文20000字以内、通し番号を付ける
2. 資料論文/翻訳/研究報告など(Reference Material treatises/ Translation /research report, etc.)
- ・研究論文としての体裁はとらないが、学会誌にふさわしい内容とする
  - ・図、楽譜、表等は明瞭なものとする
  - ・日本語の要旨は400字程度、英語の要旨200語程度
  - ・本文20000字以内、各ページに通し番号を付ける
  - ・海外の研究者・学者・演奏家の芸術作品等についての邦語訳等の翻訳等資料論文
3. 実践報告(practice report)
- ・演奏に関わる実践内容とする
  - ・図、楽譜、表等は明瞭なものとする
  - ・本文12000字以内、各ページに通し番号を付ける
  - ・日本語の要旨は400字程度、英語の要旨200語程度
  - ・12000字以内
4. 研究動向(overview)
- ・国内外の近年の研究を展望したもの
  - ・1000字以内
5. 書評(critical review)
- ・新刊の図書および視聴覚資料（過去5年以内に刊行されたもの）を対象とする批評とする
  - ・1000字以内、各ページに通し番号を付ける

#### 細則 4. 年会費、入会金、臨時会費

イ. 年会費は次の通りとする。

正会員 3, 000 円 学生会員/博士課程まで 1, 000 円

ロ. 入会金は一律 2, 000 円とし、入会時に納入する。

ハ. 会費は前納とする。

ニ. 臨時会費は、催し毎に参加する非会員が各催し時に支払うもので、各 1, 800 円。

学生臨時会員は、各催し時に 600 円を支払うこととする。

ホ. 名誉理事は会費納入義務を免除することとする。

ヘ. 賛助会員は年会費を 1 口 1 万円納入する。本協会主催の全催しに参加する資格を有す。会報（年 2 回発行）および本協会定例毎の配布資料にお名前を掲載する。

#### 細則 5. 会計

会計は事務局長が管理し、金銭出納毎に代表の確認を得、代表は適時の理事会において金銭の出納情報を全理事と共有する。手順は次の①～⑤とする。

- ①会計業務は理事会決議による年度予算計画に従って執行される。事務局長は必要に応じて新規の執行計画を代表に伝え理事会にはかることができる。理事会決議により執行される。
- ②本協会の通帳と印鑑は事務局長が預かり出納の実務を行う。

- ③事務局長は出納執行の際、請求書及び領収書などを代表に示し、了承を得て執行し、執行毎に、執行の適正について代表と通帳確認を行う。
- ④上記②③の通帳・請求書・領収書などを、代表は適時の理事会において全理事に示し、理事会において全出納の確認を行う。
- ⑤年度末に、事務局長及び会計監査員2名による会計監査を行い、結果を代表が受取り、理事会において監査を行う。

#### 細則6.

イ. 理事会は以下の部門で構成され、全理事は担当の部門長を担うこととする。代表は全部門に関わり、統括する。兼任を可とする。

- ・会計部門（事務局長）、編集部門、公演部門、洋楽部門、琉球芸能部門、ミュージカル部門
- ・各部門に理事より副部門長を置くことが出来る。

#### 細則7. 『繋がり』

- ・『繋がり』の対象は本協会の理念に賛同する集まりとする。
- ・規約については本協会理事会で審議中であり、決議次第掲載することとする。

#### 細則8. 顕彰の対象となるもの

イ. 長年にわたる定期的リサイタル開催

ロ. 重要な社会的価値を持つ演奏活動

ハ. 歌唱芸術愛好家養成への貢献

ニ. 本協会『歌唱芸術研究』誌における画期的な研究内容提示

以上

## 附 則

- (1) 本会則記載以外の件は理事会にて審議決定を行うこととする。
- (2) 本会則は2021年12月29日『日本歌唱芸術協会』準備委員会にて承認。
- (3) 2022年1月10日発足総会后、直ちに発令。